

岐阜県農政部・林政部発注の農村振興型総合評価落札方式試行要領

(令和2年3月3日 農整第1123号)

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜県農政部・林政部の各機関が発注する建設工事のうち、建設業における家畜伝染病にかかる防疫作業への取り組みなど、農村振興に寄与する取り組みを支援する工事を一般競争入札の総合評価落札方式により試行するための事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 技術提案型総合評価落札方式、簡易型総合評価落札方式又は簡易型(地域型)総合評価落札方式により岐阜県農政部・林政部の各機関が発注する建設工事のうち、建設業における家畜伝染病予防法第3条の2により指定された家畜伝染病にかかる防疫作業(埋却業務)への取り組み並びに農業農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための活動への参加、建設業者の農業参入に関する評価を付加する一般土木工事(農政部・林政部の予算に限る)とする。

(手続に関する事項)

第3条 別紙によるものとする。また、この要領に定める以外の必要な手続き等は、岐阜県建設工事における技術提案型総合評価落札方式の実施要領(平成28年3月29日技第798号)、岐阜県建設工事における簡易型(①・②)総合評価落札方式の実施要領(平成28年3月29日 技第799号)又は岐阜県建設工事における簡易型(地域型)総合評価落札方式の実施要領(平成28年3月29日 技第800号)によるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日以降に契約する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和3年5月1日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和4年1月4日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日以降に公告する案件から適用する。

総合評価の加点項目として、農政部・林政部工事とともに家畜伝染病予防法第3条の2により指定された家畜伝染病にかかる防疫作業（埋却業務）に関する協定への参加や同等の埋却業務の実績がある場合に加点する。また、農政部工事については農業農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための活動への参加実績がある場合や農業参入として地域計画に位置付けられた場合に加点する。

（入札公告に明示する事項）

第1 入札公告に、建設業における家畜伝染病にかかる防疫作業への取り組みなど農村振興に寄与する取り組みを支援することを目的とする農村振興型総合評価落札方式の試行工事であることを明示する。

（入札参加資格）

第2 一般競争入札（総合評価落札方式）の入札参加資格については、「岐阜県一般競争入札発注基準」により設定する。

（総合評価の価格以外の評価項目）

第3 「地域要件」に「防疫に関する協定参加等」に関する評価項目を追加し、家畜伝染病予防法第3条の2により指定された家畜伝染病にかかる防疫作業（埋却業務）に関する協定への参加や同等の埋却業務の実績がある場合に加点する。

2 農政部工事については、「地域要件」に「ボランティア活動（土地改良施設関係）」に関する評価項目を追加し、農業農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための活動への参加実績がある場合に加点する。さらに「農業参入」に関する評価項目を追加し、建設業者が地域計画の「農業を担う者」や「農業支援サービス事業者」に位置付けられた場合に加点する。

「防疫に関する協定参加等」及び「ボランティア活動（土地改良施設関係）」、「農業参入」の評価項目の追加以外は、従前どおり設定するものとする。